

行政区各位

西郷村土地改良区  
理事長 高橋 廣志  
( 印省略 )

### 赤坂ダムかんがい用水の放流について (通知)

行政区の皆様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より西郷村土地改良区事業に対し、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、表題のことについて、赤坂ダムにおいて「かんがい用水の放流」を実施いたしますので、下記のとおり注意事項の遵守をお願いいたします。

#### 記

- 1 放流期日 令和 8 年 4 月 2 4 日 (金)
  - 2 注意事項
    - (1) 地球温暖化等の影響により赤坂ダムの貯水が年々難しくなっております。  
3 月 2 7 日、赤坂ダムの水源地である堀川ダムより、節水を呼びかける通知がありました。(堀川ダム貯水率 7 0 %)  
かんがい用水の使用に関しては、使用者 (受益者) の一層の節水のご協力とご支援をお願いします。
    - (2) 用排水路に「家庭ごみ及び草刈りした枝草」などは、絶対に流さないください。ゴミが流れますと下流の水路が詰まり、水路から水があふれ出ますので、水路にゴミが入らないようご注意ください。
    - (3) ほ場への用水の管理をする際は、過大な取水やかけ流しを避け、水路全体に一定量の水を流すことができるようご協力ください。  
また、置き石や板等による水路の堰き止めは、各農家の迷惑になりますのでご遠慮ください。
    - (4) ほ場を賃借している場合は、耕作者に用水の使用に関して上記の注意事項を厳守するよう、必ず申し伝え願います。
    - (5) ゲリラ豪雨 (局地的大雨) や台風により安全確保のため、かんがい用水を一時的に放流中止する場合がありますのでご了承ください。
- ※ かんがい用水が末端のほ場まで行き届くようご協力とご理解のほどよろしく  
お願いいたします。